

空き家の片付けを支援します

～朝来市空き家片付け支援補助金～

空き家バンク
登録物件の

市内の空き家を有効活用し、移住・定住の促進と、地域の活性化を図るために、空き家バンクに登録いただいた物件の家財道具などの処分などに必要な費用の一部を補助します。

■補助金の額

空き家の家財処分等にかかる経費総額の1/2
(10万円上限)

■補助金の対象経費

- ・ごみ処理手数料
- ・ごみ収集及び運搬料金
- ・特定家庭用機器リサイクル料
- ・家財処分等の委託などにかかる経費
(家財道具の処分や清掃、樹木伐採や草刈等の環境整備に係る経費)



■補助金の対象者

- ・朝来市空き家バンクに物件を登録した所有者
- ・3親等以内の親族に売却・賃貸しないこと
- ・市税等市の徴収金を滞納していないこと
- ・暴力団に関係する者でないこと



■申請方法

事業の実施前に、「空き家片付け支援補助金交付申請書」(様式第1号)に必要事項を記載の上、(1)同意書(様式第2号)・(2)見積書・(3)空き家の現況写真を添付の上、以下にご提出ください。

* ご注意ください

申請の審査後、市から交付決定通知書を送付します。交付決定日前に行った事業・支出は対象となりませんので、ご注意ください。

■お問い合わせ・申し込み先

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213-1
朝来市 市民協働課 あさご暮らし応援室
電話 079-672-1492
Eメール teijuu@city.asago.lg.jp